

全国公立文化施設協会様

全国劇場・音楽堂等技術職員研修会2014

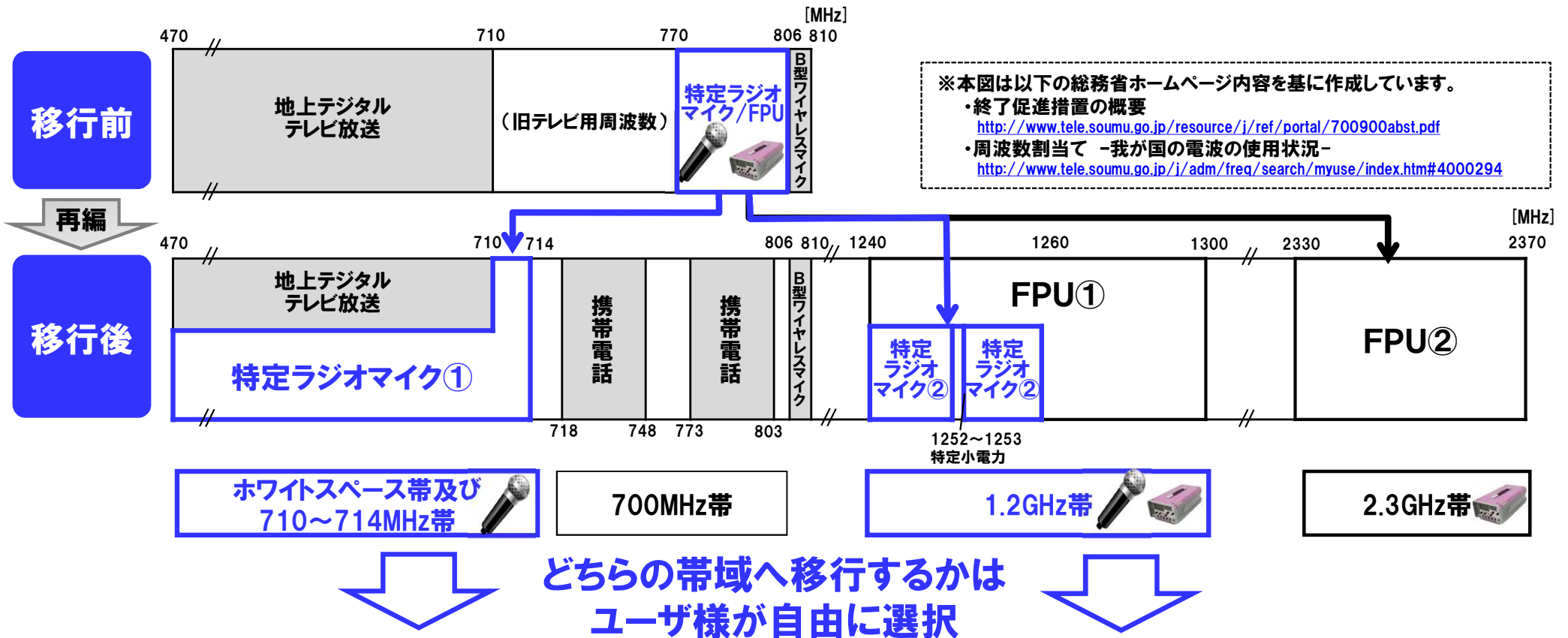
特定ラジオマイクの周波数移行について

2014年3月6日

一般社団法人 700MHz利用推進協会
Association of 700MHz Frequency Promotion



周波数移行の概要



	ホワイトスペース帯および710-714MHz帯	1.2GHz帯
周波数	470~710MHz(WS帯)、710~714MHz	1240~1260MHz(1252~1253MHzを除く)
利用可能場所	地デジに混信影響を与えない場所 (=総務省が公表する「特定ラジオマイクチャンネルリスト」に掲載のある場所のみ利用可能) ※711~714MHz帯は日本全国どこでも利用可能	日本全国どこでも

周波数移行のお願い

免許人の皆様には2015年3月31日までの
周波数移行をお願いしております。

2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
				2019年3月31日△ 免許の使用期限	
		△2015年3月31日 終了促進措置 完了目標			

円滑な周波数移行に向けて、様々な取り組みを行っております。

1. テスト機器のお試しキャンペーン・・・新機器の音質・電波の飛び等をご確認頂けます。
2. テスト経費の一部キャッシュバック・・・テストに要した経費の一部を負担します。
3. 充電機プラスワンキャンペーン・・・予備の専用充電機をプラス1個追加で差し上げます。
4. 電波利用料相当額(1年分)を当協会が負担・・・新機器免許の初回支払い分(1年分)を負担。

→詳しくは当協会ホームページをご覧ください。(<http://www.700afp.jp/microphone.html>)

費用負担の範囲

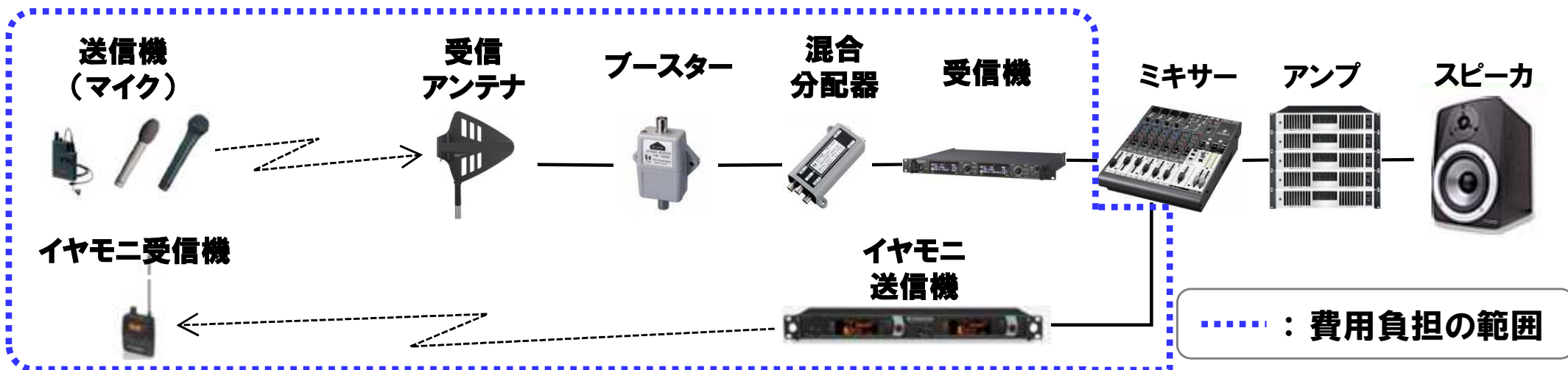
1.
**無線設備の
取得費用**
(無線設備・附属設備)

2.
**無線設備の
工事費**
(設置・撤去・産廃)

3.
**免許申請等
手続き費用**

同等の運用を確保して頂けるようご希望の機種にてご相談を承ります。

【費用負担の範囲イメージ図】



詳細な費用負担の範囲は、免許人様とご相談の上決定致します。

※ 新機器導入後も、引き続きご利用頂けるインターフェース可能な機器は、負担の対象外となります。

ご利用可能なテスト機器一覧

本日テスト会でご覧になられた新周波数対応の特定ラジオマイクをお試し頂けます。
ご利用は当協会担当者(取次会社)までご連絡ください。

周波数帯	メーカー名	方式	ご利用可能な機種 (2014年2月3日現在)	ステータス ○ = ご利用可能
TVホワイトスペース帯 および 710~714MHz	シュア	アナログ	AXTシリーズ	○
			UHF-Rシリーズ	2014年3月予定
		デジタル	ULX-Dシリーズ	2014年3月予定
	ゼンハイザー	アナログ	5000シリーズ	○
			2000シリーズ	2014年4月予定
		デジタル	D9000シリーズ	○
	SONY	デジタル	DWXシリーズ	○
	マイプロ	アナログ	MI-808(イヤモニ)	2014年3月予定
	レクトロソニックス	アナログ	HH/SMシリーズ	2014年4月予定
バイヤーダイナミック	デジタル	TG1000シリーズ	○	
1.2GHz帯	パナソニック	デジタル	DWMシリーズ	○
	SONY	デジタル	DWXシリーズ	2014年3月予定

※ご利用可能機種は、変更となる場合があります。

地方公共団体様の終了促進措置の実施について

【別紙①】

総務省 総合通信基盤局
電波部 移動通信課

地方公共団体に対する終了促進措置の実施について

終了促進措置の対象者が地方公共団体である場合の地方公共団体における措置については、以下のとおりであるため、各地方公共団体との協議にあたり参考にされたい。

1. 終了促進措置の手順

地方公共団体に対する終了促進措置における費用負担の実施方法としては、主に次の(1)及び(2)の2つが考えられる。

(1) 金銭を交付

- ① 地方公共団体及び認定開設者が協議を行い、周波数移行及び終了促進措置の内容及び実施時期について合意する。
- ② 認定開設者が地方公共団体に対し、次の費用に相当する金銭を交付する。
 - ア 移行後の周波数で使用する無線設備等（周波数移行に伴い交換又は改修が必要となる無線設備の附属設備及びプログラムを含む。以下同じ。）の調達に必要な費用
 - イ アの無線設備等の変更に必要な工事費用
- ③ 地方公共団体が、メーカー等（販売代理店、工事業者等を含む。以下、同じ。）と契約を締結し、無線設備等の調達、工事を手配する。
- ④ メーカー等が、地方公共団体の指定する場所に、無線設備等を納品し、工事をを行う。
- ⑤ 地方公共団体がメーカー等に対し、認定開設者から受領した金銭を原資にして代金を支払う。

(2) 無線設備等を無償で提供

- ① 地方公共団体及び認定開設者が協議を行い、周波数移行及び終了促進措置の内容及び実施時期について合意する。
- ② 認定開設者がメーカー等と契約を締結し、次の事項の実施を手配する。
 - ア 移行後の周波数で使用する無線設備等の調達
 - イ アの無線設備等の変更に必要な工事
- ③ メーカー等が、地方公共団体の指定する場所に、無線設備等を納品し、工事をを行う。
- ④ 認定開設者がメーカー等に対し、代金を支払う。

(3) その他

地方公共団体が、メーカー等と契約を締結し、無線設備等の調達、工事を手配した上で、その代金債務を認定開設者が引き受けることは、地方財政法

【別紙②】

の規定の趣旨に照みて適当ではない（地方財政法第4条の5、第27条の4参照）。

2. 地方公共団体における措置

(1) 金銭の交付を受ける場合

① 金銭の受領

地方公共団体が当該金銭を一般寄附金として受け入れる場合には、議会の議決又は条例制定の必要はない。ただし、地方公共団体が受領する金銭を「負担付きの寄附若しくは贈与」として受け入れる場合には、議会の議決が必要であり、また、「分担金」として受け入れる場合には、分担金徴収条例を定める必要がある（地方自治法第96条第1項第9号、第228条第1項）。

② メーカー等への発注

地方公共団体の事務を処理するために必要な経費の支弁のため、歳出予算（議会（定例会又は臨時会）の議決を経なければならない）へ計上した上で、当該予算に基づきメーカーとの契約（支出負担行為）をしなければならない（地方自治法第232条の3）。ただし、予算の流用が認められる場合には、改めて予算の補正の必要はない。

なお、機器・設置工事等にかかる発注が工事又は製造の請負である場合であって、その予定価格が政令で定める基準に従い条例で定める額以上の契約を締結するときには、議会の議決が必要である。

(2) 無線設備等の無償提供を受ける場合

地方公共団体が提供を受ける機器等の受け入れについては、**予算上の措置は必要なく、物品として財産管理上の整理をすることで足りる。**ただし、機器等を「負担付きの寄附若しくは贈与」として受け入れる場合には、議会による議決が必要となる（地方自治法第96条第1項第9号）。

3. 既存の機器等の除却処理に伴う留意事項

地方公共団体の保有する無線局が災害対策等のシステムに係るものである場合、既存の機器等は地方債を財源として調達された可能性がある。この場合、起債の際に付された条件によっては、繰上償還が必要となる可能性があるため、留意する必要がある。国からの補助金や交付金を財源としている場合にも、同様の事態が想定される。

(例) 地方公共団体金融機構においては、借入金により取得した資産を処分し、または用途を廃止し、あるいは他の用途に転用することとなった場合は、当然に繰上償還となることとされている。

以上

【別紙②】 ホワイトスペースチャンネル検討サービスのご紹介

免許人様に代わりまして、TVホワイトスペース混信保護の検討を行い、運用可能なWS帯チャンネルを算出し、周波数移行に合わせて、チャンネルリストの追加手続きを行います。

●対象免許人様

固定型・可搬型運用でWS帯への移行をご検討される免許人様

●対象施設

2012年4月1日以降に運用実績のある施設や場所(免許人様の運用実績に応じて、お申込み頂きます)

※可搬型・移動型運用かつ同時運用チャンネル数が5CH以下の場所・施設については、全国共通周波数帯711-714MHzを利用可能なため、本サービスの対象外とさせて頂いております。(共同運用を除く)

※既に申込みがあり、検討対象となっている施設を当協会HPに掲載しております。「申込済」施設はお申込不要となりますので、参考にご確認ください。(URL:<http://www.700afp.jp/microphone.html>)

●お申し込み条件

「終了促進措置の実施に関する基本合意書」のご締結

●お申し込み方法

免許人様毎に担当者からご案内しております。専用の申込用紙にてお申込みをお願い致します。お申込み頂いた順に実施する事となりますので、お申込みはお早めをお願い致します。

●その他

本検討に際して、劇場建物の写真撮影及び、建物内での電波測定が必要になる場合がありますので、ご協力をお願い致します。

【参考】ホワイトスペースチャンネル検討サービスの電波測定会社

電波測定(遮へい損失調査)を行う協力会社は以下になります。以下の協力会社からご連絡させて頂く場合がございますのでご協力をお願い致します。

【協力会社一覧】

**一般財団法人 電波技術協会
有限会社 坂本電気商会
サン電子株式会社
電気興業株式会社
株式会社 長尾電設
株式会社 富士見テレビ
マスプロ電工株式会社**



ホワイトスペースチャンネル検討サービスの実施状況

【特定ラジオマイク ホワイトスペースチャンネルリスト】

2013年			2014年		
4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月

総務省 実施分
(1,201ヶ所)

▲5/31

総務省公開①: 累計648ヶ所



▲11/14

総務省公開②: 累計1,201ヶ所

Phase 1



▲1/22

総務省へ追加申請済①: 1,035ヶ所程度

Phase 2



△2/下旬

総務省へ追加申請予定②: 1,165ヶ所程度

Phase 3

△3/下旬

総務省へ追加申請予定③: 800ヶ所程度

2014年春頃までに3,000ヶ所程度 総務省へ追加申請予定